

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃止、またはやむを得ない理由による休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

53,700円(単身世帯)、64,000円(2人世帯)、69,800円(3人～5人世帯)

支給期間：3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能)

支給方法：原則として大家等の口座への振り込み

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

- ① 離職等から2年以内、またはやむを得ない休業等で収入を得る機会が減少したことにより経済的に困窮し住居を喪失又は住居を喪失するおそれがある
- ② 離職前に世帯の生計を主として維持していた、または申請月において世帯の生計を主として維持している
- ③ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の収入の合計額が次の表の金額以下である(収入には、公的給付等を含む)。

世帯人数	基準額(円)	家賃額(円)	収入基準額(円)
1人	84,000	53,700	137,700
2人	130,000	64,000	194,000
3人	172,000	69,800	241,800
4人	214,000	69,800	283,800
5人	255,000	69,800	324,800

- ④ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産(円)
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑤ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑥ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

- ①世帯収入額が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額（※）
- ②世帯収入額が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額（※）
住居確保給付金支給額＝基準額＋契約家賃額－世帯の収入合計額

※ ①、②いずれの場合も住居確保給付金支給額は住宅扶助基準額を上限とする

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
- ③ 離職関係書類
 - (1) 離職等による申請の場合
離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
 - (2) 収入機会の減少の場合
収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し
（雇用主からの休業を命ずる文書、アルバイト等シフトが減少したことがわかる文書、請負契約等がキャンセルになったことがわかる文書等）
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 賃貸借契約書の写し(住居喪失者については、住居入居後7日以内に提出)

住居確保給付金の申請から決定まで

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要書類を添えて、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAに送付して下さい。

2 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

住居確保給付金受給中の義務

- 支給期間中は、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- 毎月1回、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAに対し求職活動の状況、及び収入の状況を書面等により報告してください。
- さらに、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAよりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAへ提出してください。
- 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAへ提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 1 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

(要件) ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAへお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

- 1 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

家賃が変わった又は収入が下がった場合は、そのことが証明出来る書類をお持ちのうえ、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAへお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- 1 毎月1回の、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAへの求職活動の状況の報告を怠る方については、支給を中止します。
- 2 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- 3 受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
(大田区の場合：単身世帯、137,700円)

- 4 受給中に常用就職等をしたこと及び就労により得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- 5 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- 6 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- 7 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- 8 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- 9 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。
- 10 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の再支給について

- 1 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- 2 ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
- 3 あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- 1 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先
大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA
TEL 03-6423-0251
FAX 03-6423-0261